

平成30年6月5日開催

第12回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） では、定刻前ではございますが、皆さん、おそろいですので、これから第12回農業委員会総会を開催させていただきたいと思えます。

それでは、会長から挨拶申し上げますので、よろしくお願ひします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆様、こんにちは。今、梅の出荷が忙しいということをお聞きしましたが、梅をなされている方は、本当そんな時期だと思えます。きょう聞いた話では、あしたごろ梅雨入りするようなことを話しておりまして、これからしばらく梅雨の時期が続くのかなと思っているわけですね。でも、今の梅雨というのは昔の梅雨と違って良性型というのですか、陰性型というのは、しとしと、しとしと霧雨が降るような梅雨でして、良性型は、そういうことはなくなって、一日降ると次また雨がやんだり晴れたり、余り梅雨らしくない梅雨と。降るときはざあっと降ると。そんな感じで大分気候も変わってきた。そんなことを思うところでございます。

以上で挨拶はやめにしておきます。梅農家の皆さん、気がもんでいることと思えますので、

では、よろしくお願ひします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、議事の進行につきましては、今井会長のほうからよろしくお願ひいたします。

では、よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、早速始めたいと思えます。

それでは、ただいまから第12回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。きょうは、議席番号20番、乾邦明委員が欠席との連絡がございました。

なお、本日の出席委員は、全員25名のところ24名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

それでは、続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

それでは、議事録署名委員を指名してよいか、皆さんにお伺ひいたします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号1番、清水静枝委員並びに25番、福田敬一委員の両名を指名いたします。

なお、書記の任命については、事務局の中山主査を任命いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事進行に入りますけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてご発言をお願ひいたします。また、毎回同じようなことを言っているのですけれども、

携帯電話は鳴らないように注意をしてください。

それでは、早速議案のほうへ入ります。

まず初めに、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は住宅用地でございまして、昭和49年4月17日許可、群馬県指令西農第1156号でございました。変更の理由につきましては、当初計画者の死亡により住宅を建てる計画がなくなったためとのこととございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいとのこととございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書17ページ、議案第4号、ナンバー28が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請については1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けいたします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議がなければ承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、所有農地に隣接している申請地をいところより買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯での申請でございます。

続きまして、4番なのですけれども、4番の譲受人については、経営農地の一部に無届けの農業用倉庫がありまして、今手続の準備をしているところでございます。一旦取り下げたいということで取下願をいただいております。4番、取り下げでお願いいたします。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、農業後継者として申請地を父より借り受けて引き続き耕作したいという同一世帯での申請でございます。

7番 契約内容は贈与、所有農地から近い申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、所有する畜舎に隣接し管理しやすい申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げ1件を除きます9件でございます。なお、この9件につきましては、別添農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、またはただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたけれども、4番が取り下げということですね。

それでは、4番を除きましてこれより審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○会長 ないですね。それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅への進入路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請ござ

います。

3番 宅地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございまして、宅地494.88平米と一体利用の申請でございます。

4番 アパートとして入居の需要が見込まれる申請地に長屋建て住宅を建築したいという長屋建て住宅2棟の申請でございます。

5番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、宅地69.42平米と一体利用の計画でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

7番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

8番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

9番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

10番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

11番 借家住まいをしているが手狭なため申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 建設業を営んでいるが資材の保管場所が不足しているため申請地に倉庫を建設したいという倉庫用地の申請でございます。

13番 アパート経営をしたく申請地に共同住宅を建築したいという共同住宅3棟の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては13件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けいたします。

どうぞ、お願いします。

○23番中島委員 4番の長屋住宅ですけれども、これは俗に言う集合住宅だと思うのですが、この1,352平米に対して具体的に建て地となるところや駐車場となるところとか、そういう具体的なものが出ているのでしょうか、どうなのでしょう。これは、何戸ぐらい入るのかちょっと教えてください。

○会長 では、事務局、説明をお願いします。

○事務局 まず、議案書の施設の概要欄というところにありまして、アパート、長屋建て住宅は2棟建ちます。2棟合わせた建築面積になるのですけれども、294平米が実際のその土地に対する建築面積と言われているものになります。

○23番中島委員 戸数については。

○事務局 戸数のほうは、ちょっと今申請書を確認しますので、少しお待ちください。

○23番中島委員 ということは、その駐車場のスペースが出ているの、出していないの。

○事務局 駐車場のスペースについては、駐車場部分も含めましてこの1,352平米から294平米を抜いた部分が駐車場及びあと通路部分で、なので約1,000平米ぐらいが駐車場という形になります。

○会長 ちょっとお待ちください。今調べているところなので。

○事務局 余談なのですが、この時間いただきまして、共同住宅と長屋建て住宅が出てきたところですね、長屋建てと言えは俗に言う共同スペース部分がない部分、一戸一戸独立した建物が長屋建てと昔のよく時代劇なんかでも出てくるところですけれども、ああいったものが長屋建てということと、あと共用スペースがあるものについてが共同住宅。入り口とかそういったところで共同で使っているとかそういったものが、共用スペースがあるのが共同住宅という形になります。ちょっと長屋建てと共同住宅と区別が一応ありますので。その2種類がアパートというものでもあります。

○会長 何かその違いがね。

○事務局 そうですね。

○23番中島委員 結構です。

○事務局 済みません、今図面が見つかりましたので、申しわけございません。大変お待たせしました。アパートにつきましては、今回につきましては、2棟のうち1つが4戸、4世帯のものと、あと6世帯ですので、2棟あって10世帯分のアパートという形になります。以上、お願いいたします。

○会長 よろしいでしょうか。

○23番中島委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

なければ、許可相当とすることといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー3については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は売買、新病院を建設するに当たり駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。

1枚目をご覧ください。位置図でございます。図面中央のやや上側、黒で塗られている箇所が申請地となります。周囲は、農地と住宅が混在する場所であり、農地種別区分は第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりください。案内図でございます。図面左下、黒の太枠部分が申請地でございます。育英短期大学から南西に約650メートルに位置しております。また、新病院の予定地としては、申請地の東側に大型の多目的複合施設がありますが、こちらの北側の隣接地でして、現在大型の多目的複合施設の駐車場となっている場所を予定しております。地図上でいいますと、数字の91.4と丸Pと書かれている場所となります。また、大型の多目的複合施設の駐車場につきましては、今後南側のテニスコートをなくして駐車場にする計画と伺っております。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。図面の方向が変わりまして、ホチキスどめされたほうを上にししますと、上方向が北になります。申請地は、黒の太枠の場所になりまして、北側のL字型の申請地と、南側の長方形の申請地の2カ所となります。北側のL字型申請地の周囲は、東側は田、西側は宅地と水路、南側は水路、北側は水路を挟んで道路となります。南側の長方形の申請地の周囲は、東側が水路、西側は田と宅地、南側と北側は水路となっております、水路に囲まれた場所になります。

1枚おめくりください。土地の利用計画図でございます。図面の方角が変わりまして、ホチキスどめをされたほうを左にししますと、右側が北となります。申請地は、水路を挟み出入り口を別としたAとBの区画の駐車場2カ所を設置する計画となります。両方の敷地内には全面に盛り土をし、浸透性のアスファルト舗装をいたします。出入り口につきましては、図面右側のA区画は、北側の道路に7メートル幅を1カ所、図面左側のB区画は、東側の道路に8メートル幅を1カ所設置いたしまして、周囲はフェンスで囲みます。また、外灯につきましては、それぞれの区画の中央に1カ所設置する計画でございます。雨水、排水につきましては、基本的には浸透となりますが、オーバーフロー分については、農地と宅地へ流れ込まないよう擁壁を設置し勾配をつけてそれぞれ南西側の側溝へ流れる計画になります。

1枚おめくりください。こちら以降は、2区画の断面図となっております。参考までにご覧ください。

また、もう一枚追加でお配りしている資料をご覧ください。農地法第5条許可申請ナンバー1審

議資料の下に追加と記されたものになります。こちらの追加資料につきましては、駐車場と新病院の建築の工程スケジュールになります。この後に事前調査報告の中で提出依頼をされたものとなりますが、先に説明をさせていただきます。ちなみに表の上から3段目までは今回の駐車場の工程、4段目以降からは新病院の工程となります。

まず、上から2段目をご覧ください。許可後の駐車場の工程となります。入る土は公共残土でございますが、市の区画整理課から残土をもらう予定です。ただ、一度に大量の残土が出ないため、残土が出た際にその都度入れていく形となり、期間的に長期となっております。そのため、平成30年7月から31年の3月までの9カ月間の計画となっております。その後、アスファルト舗装を行う計画となっておりますが、開発指導課の碎石法で1種類の残土のみを入れる決まりがあり、その後、別の盛り土を入れる場合には1年をあげなければいけないということなので、最終的には駐車場の完成が平成32年の5月末になる計画となっております。

また、新病院の建設ですが、表の上から4段目をご覧ください。建物設計は、平成31年5月末までとなり、今から約1年かかる計画です。その後、もろもろの協議や他法令の許可をとる計画となります。

最後に、一番下の段をご覧ください。建物工事ですが、平成32年1月から着工し、平成32年12月末に完成となります。今回駐車場の申請時期が少々早いのではと感じるところがありますが、この工程スケジュールを見ますと、最終的には駐車場と病院の完成が同じ時期になることをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。次に、事前調査報告ですけれども、今回は第3班の調査ですので、調査班長の植杉委員から報告をお願いします。

○21番植杉委員 植杉です。事前調査報告第3班班長、植杉誠。

農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の理事長と代理人の計2名の出席でした。

質問1 新病院の建築開始予定は、2年後くらいからと伺いました。駐車場を先に設置するには、少し時期が早くはないですか。

回答 今回の申請地は、今年2月に農振除外が認められた土地です。農振除外の手続が必要であったため、時間がかかると考え、病院建設に間に合わないおそれもあることから先行して進めてきました。結果的に病院建設のスケジュールが延びてしまったため、駐車場のみ早目の申請となってしまいました。

質問2 病院建設の計画が具体的に示されていないので、現時点では病院建設の確実性が担保されているとは言えません。駐車場を設置してから病院の計画がなくなってしまったというのでは困

ります。しっかりした建設スケジュールを示してください。

回答 はい、わかりました。準備いたします。さっきの工程のです。

質問3 新病院の病棟は、どのくらいの規模ですか。

回答 建物は3階建てで病床数は100床の予定です。また、病院と同じ敷地での駐車場は約40台分となります。

質問4 2つの駐車場の間には水路がありますが、どのように管理していく予定ですか。また、車からの油が水路に入ることも考えられます。水路から水を引いている農地に悪影響がないようにしてください。

回答 水路のほうに雑草が伸びないように除草管理する予定です。駐車場の全面は浸透性のアスファルト舗装にし、隣地との境に擁壁を設置することで駐車場から直接雨水等が流れ出ないようにします。浸透し切れなかったオーバーフロー分のみ南西側の水路へ入る計画です。

質問5 盛り土の計画はありますか。

回答 公共残土を入れる計画です。道路と同じ高さにいたします。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 植杉委員からの報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

新しい病院建てて古い病院はどこになるのかな、今の。

○事務局 古い病院なのですけれども、最終的には今の建物は全て壊して駐車場にする計画と伺ってしまして、周囲にも関連する施設があるようなので、そちらの駐車場としても使いたいということをお伺っています。

○会長 これは、あれだろう、総合病院だろう。どういうあれだろう。よくわからない。

○事務局 総合病院と伺っていますが、老人介護とも関係もありまして、その関連施設も周りにあるのですけれども。

○会長 そうか。大体、病院そういうことしているからね。

皆さんのほうからご質問ございますでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として承認いたします。

続きまして、ナンバー2に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、交通量が多く集客の見込める申請地を借り受けてコンビニエンスストアを建築したいというコンビニエンスストアの申請でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可、申請ナンバー2審議資料をご覧ください。

1枚目をご覧ください。位置図でございます。図面の方向ですが、ホチキスどめの部分を上に見ますと、上方向が北となります。図面のやや右側で赤枠に示された場所が申請地でございます、周囲は青地の農地と住宅や店舗が混在する場所であり、農地種別区分は第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりください。案内図でございます。図面やや右側、赤枠の色が申請地でございます、高崎市立京ヶ島小学校から北に約800メートルに位置しております。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。赤枠部分が申請地でございます。東側は田、西側と南側が道路、北側は水路を挟みまして田となっております。

1枚おめくりください。土地利用計画図でございます。図面の方向が変わりまして、ホチキスどめの部分を左に見て左側が北となります。申請地に建築されるのはコンビニエンスストアの店舗1棟でございます、申請地の東側に建物が建ち、その周りに駐車場を設置いたします。敷地内はアスファルト舗装し、車両の出入りにつきましては南側の道路に18メートル幅を1カ所、西側の道路に10メートル幅を2カ所の計3カ所を設置いたします。また、周囲はメッシュフェンスを設置する計画です。排水計画は、汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽に接続し、南側の側溝へ放流いたします。雨水排水ですが、駐車場は水勾配をつけた舗装をし、場内に敷地内側溝と集水ますを設置し、同じく南側の側溝へ放流いたします。

なお、外灯は出入り口を照らす用として道路側に設置し、農地に影響のないようにいたします。

1枚おめくりください。こちらは建物平面図でございます。建物は平屋建てで、一般的なコンビニエンスストアの形態でございます。

残りの1枚につきましては、立面図となっております。参考にご覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長、報告をお願いします。

○21番植杉委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者2名と代理人の計3名の出席でした。

質問1 申請地と道路との高低差が1メートル以上ありますが、盛り土はどのくらいするのですか。また、入れる土はどのようなものになりますか。隣地が農地ですので、造成による悪影響がないようにしてください。

回答 建材屋より良質な土を入手します。造成については、30から40センチずつ土を入れ、転圧をかけ、最終的には道路と同じ高さにし、アスファルト舗装する計画です。

質問2 コンビニの明かりが周囲の農地への影響を及ぼすことがあります。外灯の設置は、どのように計画していますか。

回答 外灯の設置は、県道側に2カ所、市道側に1カ所です。農地に影響のないよう光の方向に

も配慮しています。

質問3 排水計画についてはどのようになっていますか。

回答 雨水は敷地内で集水し、浄化槽からの排水と合わせて市道側の側溝へ放流する計画です。なお、側溝については、既存のものがありますが、敷地の造成に合わせて整備し直す予定で、市管理課と協議を行っています。

質問4 隣地が農地なので、農業者とトラブルがないようにしてください。

回答 隣接農地の所有者の方たちには境界立ち会いの際に話をさせていただき、ごみなどが農地に入らないように注意してくださいとの意見もいただきました。いただいた意見には十分に注意し、対応していきたいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けいたします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー3に移ります。

それでは、事務局、ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、現在利用している鶏糞堆肥舎が手狭なため申請地を買い受けて増設したいという農業用施設の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー3審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙が位置図となっております。申請地は、図面の赤丸の中の赤色で塗り潰されている箇所でございます。群馬県立農林大学校から北西に約900メートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面中央の黄色で塗り潰されている箇所が申請地でございます。申請地は、南北にある譲受法人やそのグループ企業の既存の堆肥舎、養鶏舎に挟まれるような立地となっております。申請地の周囲は、大部分が山林であり、農地種別区分につきましては、生産性が低い第2種農地であると考えております。

1枚おめくりください。3枚目は、公図の写しでございます。ホチキスどめされている方向が北向きの図面となっております。図面中央の黄色で塗り潰されている箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、東と南が公道、西が畑、北が宅地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。4枚目は、土地利用計画図及び造成計画図、集水計画図でございます。造成につきましては、申請地の北から南にかけて傾斜地となっております。切り土と盛り土を行い、整地した上で堆肥舎を建築する計画でございます。図面の黄色く塗り潰されている箇所が切り

土、赤色で塗り潰しの箇所が盛り土をする区域となっております。雨水の排水計画につきましては、基本的には敷地内浸透処理となりますが、オーバーフロー分につきましては、南側に設置する調整池で対応するとのことでございます。

さらに1枚おめくりください。5枚目は、土地造成断面図でございます。先ほどご覧いただきました切り土、盛り土をする区域の断面図になっております。先ほど申し上げましたように傾斜地となっておりますので、堆肥舎の建築と雨水の集水を考慮した計画になっております。なお、申請地内で切り土した土砂を盛り土する区域に宛てがう計画でございまして、外部からの土砂の搬入はないと伺っております。

1枚おめくりください。6枚目が建物の平面図でございます。建築面積2,909平米の堆肥舎でございます。建物の中は土間コンクリート仕上げの計画でございます。

さらに、もう一枚おめくりください。最後のページですが、建物の立面図でございます。こちらにつきましては、参考までにご覧いただければと思います。

なお、本申請の提出に際しまして開発指導課のほうに宅地開発の事前協議が提出されております。また、申請人から申請地の地元の区長さんにも許可申請の前に事前に相談、協議済みであると伺っておりまして、事務局のほうからも直接地元の区長さんにその旨確認をとらせていただいておりますことをご報告させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長、報告をお願いします。

○21番植杉委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表取締役と社員、代理人2名の計4名の出席でした。

質問1 申請地の周辺ではいつごろから養鶏をしているのですか。

回答 昭和43年からこの地域で養鶏を行っています。今年でちょうど50年になります。

質問2 こちらの鶏舎では鶏卵の生産を行っているのですか。それともブロイラーを飼育しているのですか。

回答 鶏卵を生産しています。

質問3 現在何羽ぐらい飼育しているのですか。また、1羽をどのくらいの期間飼育するのですか。

回答 この場所では約150万羽です。1羽の飼育期間としては当社では1年9カ月間となります。

質問4 申請地を含む周辺の土地の区画が整然とした形で分筆されていますが、土地改良をした土地なのですか。

回答 分筆については当社が関与したものではありません。土地登記簿上にも土地改良された記

録はなく、経緯については存じておりません。

質問5 鶏糞はどのように販売しているのですか。

回答 大半はビニール袋に詰めてホームセンターで販売しています。また、当社では営業を行い、契約がとれた農家の農地に直接納品をすることもあります。

質問6 鶏糞の販売価格は幾らぐらいですか。

回答 農家に直接納品する場合で、4トン車1台で5,000円から8,000円です。納品先までの距離に応じて価格が変動します。

質問7 今までに既存の施設で排水トラブルはありましたか。

回答 正直申し上げまして、過去に雨水が下の土地に流れ出してしまいうことがありました。今回の計画ではそうならないよう設計しています。

質問8 堆肥舎から出る臭気の対策はどのようにするのですか。

回答 鶏糞を発酵させる際に出るアンモニアが悪臭となります。対策としては酸素を十分に送りながら高温で発酵させることで臭気を低減させます。今回の施設では床面に管を通して酸素を効率よく送り込み、臭気を低減する計画です。

質問9 堆肥舎の増設に当たり、近隣の住民とは協議していますか。また、近隣への臭気や排水については最小限にとどめてください。

回答 地元の区長さんに事前に相談した上で、近隣住民向けに周知も行っています。臭気や排水については、細心の注意を払います。

質問10 トラブルが生じた際は迅速な対応をお願いします。

回答 はい、わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

16番、生方委員。

○16番生方委員 これが、善地地域の、その私たちが住んでいる両方が山で、その東の山の一角がこの養鶏場になっているわけです。報告にもあるように、43年ということは、ちょうど50年ですね。それで、当時にできた際、悪臭に悩まされて大変だったのです。それがこのような大きな養鶏場になりました。市にも税金の面でも貢献していると思うのです。地元としては賛成ではないのですが、ここまで来てしまうと規模が大き過ぎて仕方ないと。そういう中で、先ほど事務局のほうからも話があったように、私と区長に話を、相談されまして、そういう中でなるべく悪臭のないように。それと、堆肥舎の大きいのができるので、よその地域の鶏舎で出るものまで持ってきて、ここでその鶏糞を処理する、そういうのでは困ると。その中で話し合いをしまして、ここの150万羽の鶏糞処理のみにすると。そういう話もそこで取りつけました。だから、以上のそんな関連の中で仕方がない

かなと、そんなふうに思っております。

○会長 でも、その始めたころから比べれば、その臭気というのは大分軽減されているのですかね。

○16番生方委員 軽減はされている。いろいろとあの手この手でいろんな方法を使って悪臭を抑えてくれているのが現状なのですが、なかなか。

○会長 風向きによってね。

○16番生方委員 風向きとかそういうものによって大変なのです。だから、そういうような中で。だから、要は東の山全体がもう鶏舎ですから、もうほかのことには使い道がない土地ばかりです。それは現状なので、養鶏場団地がすごく来てしまったと。そういう現状だと捉えています。

○会長 生き物は、それなりににおいが出るのは、これはしょうがないけれどもね。それは、けれども、ここに何人ぐらい従業員がいるのだから知らないけれども、雇用もしている。近所の人に来てもらってね、雇用面でお世話になっているとかと、そんな話もしていたのです。

○16番生方委員 だから、43年以降始まっては、今80、90の人たち、それぐらいの年になりますよね。そういう人たちはそこへ使ってもらって稼ぎに出たと。

○会長 今は。

○16番生方委員 今は、もう大体そういう人も……

○会長 地元の人が余りここへ手伝っていくとか。

○16番生方委員 今は行っていないと思います。

○会長 いないのですか。

○16番生方委員 はい。今は完全なる本勤めの形になっていますから。

○会長 これは、長年ここに、いろいろ問題もあると思いますけれども、よく話し合っただきな騒ぎにならないようにしてもらって。

○16番生方委員 こういう村の寄り合いとかそういう中ではいろんな話が、前もう2年ぐらい前から出てはいるのです。そういうのが出ていても、結局そういうところをしっかりとってもらってお願いして守ってもらってお願いするしかないだろうと、そんな感触で、地元住民もいるのです。

以上です。

○会長 今後余りトラブルだ、そういうのが起きないように、この申請の方にもよく事務局からそうやって言ってもらって、やらしてもらおうしかしょうがない。この質問10のところではトラブルが発生した際、迅速な対応をお願いしますということでお願い、聞き取り調査のときお願いして、向こう側は、はい、わかりましたということなので、そういう頭でいますから何かあったら本人に話してください。

○16番生方委員 そうですね。だから、植杉さんの3番の調査で聞いてもらっているこの内容、ここに大体書いてありますので。

○会長 ここでちゃんと。

○16番生方委員　そういうものがしっかりここで確認もしながら……。

○会長　残っていますから。

○16番生方委員　事務局のほうと進めてもらっていますので、ひとまず安心かなと、そういうふうにいる次第です。

○会長　はい、わかりました。

ほかに皆さんございますでしょうか。

○全員　異議なし。

○会長　なお、この件は3,000平米以上ということですので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか皆さんに伺います。

○全員　はい。

○会長　それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

4番　契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番　契約内容は売買、自宅への進入路が狭いため申請地を兄から買い受けて通路を拡幅したいという通路用地の申請でございます。

6番　契約内容は売買、駐車場が不足しているため自宅に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。宅地13.32平米、雑種地65平米と一体利用の計画でございます。

7番　契約内容は売買、勤務地に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番　契約内容は売買、借家住まいをしているが生活圏の変わらない申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番　契約内容は売買、故郷に戻り通勤に便利な申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番　契約内容は売買、借家住まいをしているが生活圏の変わらない申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番　契約内容は売買、通勤に便利な申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番　契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、隣接地で特別養護老人ホーム建設を受注したが建築資材置き場がないため申請地を借り受けて露天資材置き場として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。なお、一時転用の申請でございまして、転用期間は平成30年6月25日から平成31年6月25日までの1年間の計画でございます。

14番 契約内容は使用貸借、実家に隣接する申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、勤務地に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、勤務地に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、雑種地3.12平米と一体利用の計画でございます。

17番 契約内容は使用貸借、婚姻を機に自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定がございまして、第1種住居地域でございます。

19番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

20番なのですけれども、こちらの譲受人の経営農地の一部に無届けの農業用倉庫がありまして、今手続の準備をしているところでございます。20番につきましては、一旦取り下げでお願いします。20番、取り下げでお願いいたします。

21番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

22番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

23番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

24番 契約内容は賃貸借、市立保育園の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、宅地143.50平米と一体利用の計画でございます。

25番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅6棟の申請でございます。

26番 契約内容は売買、塚の保全のため申請地を買い受けて境内地として使用したいという境内地の申請でございます。なお、山林309平米と一体利用の計画でございます。

27番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借

り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1の計画変更申請の関連案件でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、住宅を購入するに当たり敷地が狭く駐車場がないため隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

35番 契約内容は売買、実家暮らしをしているが自己用住宅を持ちたく実家に隣接する申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、既存の太陽光発電設備に隣接する申請地を保全用地として買い受けて一体で使いたいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、雑種地7,111.14平米、山林903平米と一体利用の申請でございます。

37番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

38番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

39番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

40番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

41番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅5棟の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

42番 契約内容は売買、工場の老朽化に伴い立地条件に合った申請地を買い受けて工場を新築し移転したいという工場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請の一括案件につきましては、取り下げ1件を除きます38件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 一括説明をしていただきました。20番が取り下げということですね。ということで、では、20番を除きまして、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

なさそうなので、許可相当としてよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は、被相続人の妻でございまして、相続開始年月日は平成29年9月8日でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けいたします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、農地法関係非農地証明願が次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目、山林。非農地としての理由、山林化して既に20年以上経過しており農地として利用できないためでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員から報告をお願いするわけですが、ここは吉井多胡地域ですので、新井元委員から報告をお願いします。

○24番新井委員 4月の20日に事務局2名、それから私と榊原推進委員、計4名でその現地を確認してきました。ここに書いてあるとおり、20年以上経過しているような状況でして、現況はシノ、それから竹、それと雑木が繁茂しており、農地への復元は困難だと思います。

以上です。

○会長 地域担当委員の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○会長 異議がなければ証明することにいたします。

続きまして、ナンバー2の説明、事務局、お願いします。

○事務局

2番 現況地目、山林。非農地としての理由、山林化して既に20年以上経過しており、農地として利用できないためでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。このナンバー2は、吉井入野地域ですので、吉田松代委員から報告をお願いします。

○22番吉田委員 4月の17日、事務局と地元推進委員さんの武藤聡さんと私とで現地を見させていただきました。現地は説明のとおり、長く耕作されていないで、竹で覆われているような状態で到底農地として利用できる状態ではありませんでした。非農地としての判断をお願いしたいと思います。よろしく審議をお願いします。

○会長 地域担当委員からの報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議なしということですので、証明することにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

3番 現況地目、山林。非農地としての理由、山林化して既に20年以上経過しており農地として利用できないためでございます。なお、ナンバー3の3筆のうち4,813平米及び1,328平米の農地につきましては、登記地目は山林となっておりますので法務局の地目変更申請は不要となりますが、現状、農地台帳上、農地の登録となっておりますので、台帳から外すための申請となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

ナンバー3は、吉井岩平地域ですので、中島隆夫委員から報告をお願いします。

○23番中島委員 4月17日に地元、武藤登推進委員さんほか、事務局とで現地を見させていただきました。申請地は、500メートルほど山へ入ったところにございまして、かつては桑園として使用していたと思われませんが、長い間耕作が放棄され山林状態になっておりまして、現状では農地として再生するのは困難であるということで、よろしく願いをいたします。

○会長 地域担当委員からの報告は終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○会長 異議はないということですので、証明することにいたします。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 農地法関係非農地判断について。

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、農地法関係非農地申出書が次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農地法関係非農地判断について。

農地法第30条の規定による利用状況調査に伴う非農地判断。非農地申出書が11件提出されましたので、ご説明いたします。

1番 現況地目、山林。非農地としての理由、荒廃の農地のうち森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難なためでございます。

そのほかの筆におきまして、現況地目及び非農地としての理由は同様となりますので、以降、説明を省略いたします。

なお、当該非農地判断は、国の運用通知に基づきまして、農地法第30条の規定による利用状況調査の結果、森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難な農地と判断された農地につきまして、非農地としての判断を行うものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。利用状況調査に伴う非農地判断ということで説明していたのですけれども。

非農地として判断してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 それでは、非農地として判断することにいたします。

続きまして、議案第8号に移ります。

議案第8号 平成30年度農地等利用最適化の推進に関する意見について。

平成30年度農地等利用最適化の推進に関する意見について、一般社団法人群馬県農業会議へ次のとおり提出したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第8号 平成30年度農地等利用最適化の推進に関する意見について。

こちらは、4月3日の事前協議において意見の募集についてご依頼をさせていただいた結果、寄せられたものでございます。3件の意見が寄せられましたが、意見の趣旨が同内容のものがあったためまとめさせていただき、全体で2件の意見とさせていただきました。

それでは、朗読させていただきます。

1、耕作放棄地の管理について。利用状況調査に携わってみて、改めて耕作放棄地の深刻な現状に危機感を覚えます。最近では後継者が農地の相続を放棄し、市などに寄附を申し出るケースも見受けられます。条件のよい農地であれば、新たな耕作者があらわれる可能性もありますが、わざわざ条件不利地を耕作しようとする農業者はいません。こうした農地が荒廃し、集団の農地内に発生すると、周辺農地へ多大な悪影響を与えます。このような状況を解決するために、国や県が先頭に立って、例えば農地中間管理機構が主体となり、こうした受け皿のない農地について取得し、みずから圃場整備を行うなど、管理の上、さらに新たな耕作者へ提供することはできないでしょうか。この問題は、所有者不明土地同様、県や国という大きな単位で取り組まなければ解決できない大きなものと思います。

2、農地利用の最適化について。当市では、中心部を除き、南部及び北部の多くは中山間地であり、農地の面積は、狭小な上に進入路も狭く、機械化を図ることが難しいことから、農地の集積は著しく困難な状況となっている。そして、その農地の多くは農用地区域にも多数存在している。そのため、現状のまま推移すると、今後耕作放棄地の一層の拡大を招くことが大いに懸念されるため、農用地区域からの除外に関して、土地の有効活用や耕作放棄地の発生防止の観点から、一部条件を緩和して平坦地と中山間地とで基準を区分して設けるなどの制度の見直しをお願いしたい。

以上の2件の意見につきましては、本日の総会においてご承認いただいた後、群馬県農業会議へ提出する予定となっております。

事務局からの説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 事務局より説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

このような文面でよろしいでしょうか。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議案のとおり、群馬県農業会議に提出することにいたします。

続きまして、議案第9号に入ります。

議案第9号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第9号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課です。議案、農用地利用集積計画についてご説明をさせていただきます。別紙でお配りしていますA4横の厚い冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画総括表」をご用意ください。

それでは、説明をさせていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して、権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。

今回の利用集積計画は、平成30年7月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。厚い冊子は、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明をさせていただきますので、薄い冊子、総括表をごらんいただきまして、表紙を1枚おめくりください。

利用権の設定を受ける者は136名、利用権を設定する者は377名です。利用権が設定される面積は田の通年が496筆、59万5,723平米、田の期間借地が256筆、27万7,645平米、畑が150筆、17万9,622平米、合計で902筆、105万2,990平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積は41万4,645平米、割合は39.3%となっております。

続いて、裏面の資料をごらんください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地の面積は、田が10万5,926平米、畑が1万5,272平米、3から6年未満の農用地の面積は田が52万299平米、畑が12万8,632平米、6から10年未満の農用地の面積は、田が15万1,875平米、畑が4万1,118平米、10年以上の農用地の面積は7万5,571平米、畑が1万4,297平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

次に、報告事項に移ります。報告事項、第1号から第4号まで、事務局、説明、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は戸建貸家住宅、用途指定区分は第1種住居、ほか3件、計4件の農地の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は宅地分譲、用途指定区分は第1種中高層住居、ほか36件、計37件の5条の届出につきまして書類審査し、適法であったため届け出を受理し、受理書を交付しました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか8件、計9件の18条の通知につきまして書類審査し、適法であったため通知を受理いたしております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらにつきましては、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件でございます。4条が23件、5条が57件でございます。そのうち40ページのナンバー24と、最後のページのナンバー79につきましては、こちらは3,000平米を超える案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取をいたしまして、異議なしと回答をいただいておりますので、ご報告をいたします。

また、その他の案件につきましても、他法令の見込みが確認とれましたので、平成30年5月22日付で許可書を交付しております。

以上、報告を終わります。

○会長 報告事項が終わりました。

続きまして、その他に入るわけですが、まず初めに、農林課、今度の25日の農業振興地域調整協議会の資料について、では説明をお願いします。

○事務局 農業振興地域の調整協議会についてお話をさせていただきます。本日、皆様に調整協議会の議案書を配付をさせていただきました。そちらは、今年4月に申し出のあった件でございます。今月の25日月曜日、午後1時半から保健センター、毎回同じところなのですが、前回と同じ2階大会議室で農振協議会を行います。今回件数が100件オーバーということで、ふだんよりも多いのですが、何とぞよろしく願いいたします。また、欠席の場合には20日の水曜日までに事務局までご連絡いただけますようよろしく願いいたします。当日、変更になる議案等もあるかと思いますが、現地の確認等よろしく願いいたします。

以上です。

○会長 以上で。まだ、あれですかね。南部のほうは、このころ田植えやっているのですかね。終わりますかね。いつも忙しいとか何だとかと、ちょうどこの時期、声が出るのですけれども。今聞いているところに100件以上、今回あるので、ちょっと時間かかるのですけれども、よろしく願い

たします。

何かご質問ございますでしょうか、この件に関して。

よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 それでは、ほかに事務局のほうから。ないですか。よろしいでしょうか。

いろいろ忙しい中、大変ご苦勞さまでした。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第12回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦勞さまでした。

午後 3時07分 閉会